

監事監査報告書

令和4年5月19日

学校法人筑波学院大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人筑波学院大学

監事 鳩子千勝



監事 佐藤孝夫



私たち監事は、私立学校法第37条第3項、及び学校法人筑波学院大学寄附行為第15条の規定、並びに令和3年度監事監査計画に基づき、学校法人筑波学院大学の令和3年度の業務若しくは収支、財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

監査にあたり、理事会及び評議員会への出席に加え、理事長、学長、理事等との意思の疎通はもとより、内部監査室と連携し、適時に監査を実施し理事等の職員から業務の報告を聴取した。

また、収支、財産の状況についても、理事等から報告及び説明を受けるとともに、会計監査人と協議を行い計算書類等について検討を加えた。

その結果を、次のとおり報告する。

- 1 学校法人筑波学院大学の業務に関する決定及び執行は、所要の手続きのものと行われているものと認める。
- 2 計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表は、その収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。
- 3 学校法人の業務及び財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。
- 4 学校法人は、コロナ禍の影響継続による感染対策や教育面での対応を余儀なくされる中であって、理事長、学長の方針に基づき教育面での新たな取組みや経営面での改善が図られてきているが、志願者数の現状が続くことは今後の運営面に影響が出ることから、学生確保に全力を挙げるとともに教育の質のさらなる向上を通じて本学の目指す大学像の実現に取り組む必要がある。